

日 絹 月 報

平成 24 年 4 月号 第 421 号

発行：一般社団法人日本絹人繊維物工業会

日本絹人繊維物工業組合連合会

Tel 03-3262-4101

URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

— 本号の主なニュース —

1. 一般社団法人への移行のお知らせ
2. 平成 24 年度の繭及び生糸の関税割当てについて
3. 第 58 回繊維通商問題研究会開催
4. 繊維製品等の安全性の確保について
5. 平成 23 年度 3 次補正予算「国内立地推進事業費補助金について

◇ 一般社団法人への移行のお知らせ ◇

当法人は、新公益法人制度に基づき、内閣府総理大臣の許可を得て、4 月 1 日から「一般社団法人日本絹人繊維物工業会」に移行致しました。

これを機に、役職員一同気持ちを新たに、社会貢献できるよう一層精励してまいりたいと思いますので、何卒倍旧のご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

一般社団法人日本絹人繊維物工業会

会 長 渡 邊 正 義

◇ 平成 24 年度の繭及び生糸の関税割当てについて ◇

農水省は 4 月 2 日付け(23 国際第 1241 号関税割当公表第 68 号の 2)において、とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和 40 年農林省令第 13 号)第 6 条の規定に基づき、繭(繰糸に適するものに限る。)及び生糸(よつてないものに限るものと、野蚕のものを除く。)の関税割当てに関する事項を下記のように定めた。

記

第 1 用途別の割当数量及び通関期限

- 1 割当対象品目 繭及び生糸
- 2 割当数量<注> 8 1 1 t (生糸換算で 1 3, 5 1 7 俵)
- 3 通関期限 平成 2 5 年 3 月 3 1 日

第 2 その他

その他関連事項に関しては、平成24年度の繭及び生糸の関税割当てについて（平成24年3月12日付け23国際第1171号関税割当公表第68号）による。

<注> 本公表による関税割当は、繭及び生糸の共通数量（生糸換算）で行うものとし、乾繭歩合（乾繭から生糸への換算）は 40%とする。

◇ 第 5 8 回繊維通商問題研究会の開催について ◇

第 5 8 回繊維通商問題研究会が 3 月 2 8 日に繊維会館会議室で開催された。

主な内容は次のとおり。

1. 日本の繊維貿易の現況について

2011 年通年で、ミャンマーとの輸出入が大幅に増加。輸出は、シェアは 0.6% に留まるものの、前年比 140%の増加幅。輸入も、シェアは 0.8%ながら 173%と大幅増。金額でみるとバングラデシュと並ぶ規模。

2. EPA 交渉の状況について

(1) 進捗状況報告

- (a) ペルー：3/1 付で発効。
- (b) モンゴル：3/12 の首脳会談で交渉入りを合意。
- (c) カナダ：3/25 の首脳会談で交渉入りを合意。
- (d) TPP：3/1-9 に第 11 回交渉。次回交渉は 5 月の予定。
- (e) 日中韓：12 月に共同研究報告書を採択。近日中に公表の見込み。

3. EPA 産業協力について

(1) 繊維課 通商室から報告

- A. タイ：来年は事業形態を変えた実施を検討。2011 年度に実施できなかった生産管理の指導を 2012 年度に実施予定。
- B. インドネシア：2011 年度と同様の染色技術指導を 2012 年度も実施の見込み。
- C. カンボジア：パターンメイキングの指導を 2012 年度も 2 年目として実施予定。
- D. ベトナム：2011 年度は生産管理とパターンメイキングのセミナー及び染色指導を実施。2012 年度は越側のリクエスト整理を待っているところ。

E. インド：IFF（International Fashion Fair）出展を支援。2012年度は未定。

F. 2012年度からは、対象国を見直し、指導内容や形態も変わる予定。

4. 次回日程

次回は、4月25日（水）14：00－16：00。議題は後報。

◇ 繊維製品等の安全性の確保について ◇

（有害物質に変化し得る染料・顔料の使用自粛に向けた業界の自主基準に対する対応について）

経済産業省は、3月30日付けで健康被害の未然防止の観点から、有害物質に変化し得る一部のアゾ色素について、家庭用品規制法を所管する厚生労働省に対し、それを使用した繊維製品等の規制の検討を継続的に要請するとともに、繊維製品等の安全性確保に関する自主的な取り組みを繊維産業界（日本繊維産業連盟）に要請した。

日本繊維産業連盟では、既に繊維製品の安全性確保に関する業界自主基準を策定し、運用を開始しているが、3月29日に一般公表を行った。

経済産業省では、この自主基準の遵守等を通じて、繊維製品の安全性の確保に万全を期すよう、広く関係者に対して周知をおこなった。

1. 経緯

（1）諸外国での規制の開始

1999年のオランダの国立研究所による見解を端緒として、健康リスクの低減のため、有害芳香族アミンに変化し得る一部のアゾ色素について、EU（2002年）、中国（2003年）、韓国（2010年）等で繊維製品への使用等が禁止されました。

【有害芳香族アミンについてのオランダ国立公衆健康環境研究所の見解】

一部のアゾ色素（染料や顔料）が、繊維製品から溶出し、皮膚で有害芳香族アミン（発がん性が指摘される芳香族アミン）に分解し、体内に吸収され、がんを発症するリスクは、無視できるレベル（ 1×10^{-6} （がんになる人が100万人に1人増えるリスクレベル））を超える。

【アゾ色素】

アゾ色素は、全色素の60～70%を占める一般的な色素。有害芳香族アミンに変化するのは、全アゾ色素のうち約5%（179種類）であり、他のアゾ色素で代替すること

が可能。

（２）国内での実態

染色に使用されるアゾ色素自体には、染色された衣類の着用等により、健康影響を生じさせるという指摘はないものの、一部のアゾ色素については、発がん性のある芳香族アミン（※１）に変化する可能性が指摘されています。

有害芳香族アミンに変化し得るアゾ色素で染色された繊維製品の使用が、がんの発症に至るには、様々な過程（※２）を経る必要があります、その実例の報告もありません。また、これまで当省等が実施した試買調査では、有害芳香族アミンは、ほぼ不検出であり、現段階では国内に流通する繊維製品に有害物質に変化するアゾ色素が使用されている可能性は小さいと考えられています。

【過去の試買調査の結果（ＥＵ基準超の有害芳香族アミン検出件数）】

繊維：２７９件中７件（全てインド製ランチョンマット）。直近調査（対象６０件）では不検出。

皮革：１８５件中１件（輸入革）。

※現在、厚生労働省も、繊維約３０製品、皮革約２０製品の試買調査を実施中。

※１：世界保健機関（ＷＨＯ）の国際がん研究機関は、５種類の芳香族アミンについて、ヒトに対する発がん性を指摘している。欧州ではこれら５種類を含む２２種類の芳香族アミンが規制対象となっている。

※２：繊維から色素の溶出、皮膚表面での分解、皮膚から吸収など

（３）経済産業省から厚生労働省及び繊維業界への働きかけ

①経済産業省は、家庭用品規制法を所管する厚生労働省に対し、規制対象のアゾ色素を使用した繊維製品等の規制の検討を継続的に要請するとともに、その検討のための必要な情報について同省と情報交換を継続してきたところです。また、同省の取組の中で、同法による規制の要否について検討するための調査研究を進めていると連絡を受けています。

②日本繊維産業連盟（繊維連）（※３）に対しても、規制に先んじて、健康被害の未然防止の観点から、国内で流通する繊維製品の安全性確保を要請し、２００９年、繊維連が業界自主基準を策定しました。準備期間を経て、昨年秋冬物から運用が開始され、今月２９日に公表されました。

※３：日本繊維産業連盟とは、繊維業界の諸団体が協力して、繊維産業に関する重要問題に対する対策を強力に進めることを目的として、主要繊維関係２６団体及び主要繊維産地２０支部、賛助会員５０社で構成される団体。

2. 今後の経済産業省の対応について

(1) 業界への周知

繊維産連による自主基準公表及び運用開始本格化を受け、本日、製造産業局長通達を発出し、繊維産連に改めて同自主基準の遵守励行を要請するとともに、繊維産連参加企業以外の企業を含む繊維業界関係者の対応を促すべく、同自主基準を広く周知し、それに準じた対応を要請しました。今後も広く周知を行ってまいります。

(2) 厚生労働省への働きかけ

家庭用品規制法を所管する厚生労働省に対して、これまでも、規制対象のアゾ色素を使用した繊維製品等の規制を要請してきたところですが、今回の周知活動から得られる情報を継続的に提供していきます。

自主基準については日本繊維産業連盟のホームページをご覧ください。

<http://www.jtf-net.com/news/120329VSNHS.htm>

なお、詳細については本会より4月3日付(24絹人織工連発第12号)で通知済

◇ 平成23年度3次補正予算「国内立地推進事業費補助金」二次公募案内 ◇

平成23年度第3次補正予算で措置された「国内立地推進事業費補助金」の二次公募を、本年4月6日から以下の要領で実施します。

(事業目的)

本補助金は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として実施する施策であり、サプライチェーンの中核分野となる代替が効かない部品・素材分野と我が国の将来の雇用を支える高付加価値の成長分野における生産拠点对し、国内立地補助を措置することにより、企業の我が国における立地環境の改善を図りつつ、国内への新たな投資を促進し、雇用を維持・創出することを目的とする。

(事業対象要件)

公募要領に定める以下の補助対象要件A又は補助対象要件B又は補助対象要件Cに該当する事業を対象とする。

(要件A)

サプライチェーンの中核分野となる代替が効かない部品・素材分野(以下のア・イをともに満たすこと)

ア. 当該部品・素材分野における国内市場シェアが10%以上、又は、取引先から分

散化・複線化※等の供給責任を果たすための投資を求められているもの

イ. 輸入代替性が低い部品・素材であること（海外輸入比率が低い等）

1. 補助対象事業部門の国内雇用を震災前と同水準で4年間維持すること

（ただし、被災地及びグループ化中小企業においては、補助対象となる生産拠点における補助対象部門での雇用が震災前と同水準で4年間維持する場合も可とする。）

※複線化とは、複数拠点で緊急時代替生産を可能とすることを指します

（要件B）

1. 高い成長性が見込まれる分野に関する製品又はその部材の製造に係る事業

（以下のア・イをともに満たすこと）

ア. 成長分野として政府決定文書等に記載されている分野「「新成長戦略（平成22年6月閣議決定）」のグリーンイノベーション、ライフイノベーション分野」、「Cool Earth エネルギー革新技術計画（平成20年3月経済産業省）」、「環境エネルギー技術革新計画（平成20年5月総合科学技術会議）」及び「「産業構造ビジョン2010（平成22年6月経済産業省）」の今後の成長戦略分野」に記載された産業分野にかかるもの

イ. 高い成長性が見込まれる分野

2. 市場規模が、直近2年間（平成20年度から平成22年度）で25%以上拡大しているもの（注）製品の最終組立工程のみを設備投資の対象とするものは、原則、認めない。ただし、革新的生産工程の導入により付加価値が向上する場合（ラインの総資産効率性、エネルギー効率性、労働生産性のいずれかが大幅に（＝20%以上）向上する場合）には、製品の最終組立工程のみであっても補助事業の対象とする。

3. 思い切った投資により新たな市場創出・市場拡大につながる投資案件であること（本要件は、非上場企業及び中小企業には適用しない）補助対象事業が通常投資に回すことができる現預金残高（注）を超える投資額であること、又は、補助対象事業が50億円を超える投資案件であること。

（注）通常投資に回すことができる現預金残高とは、（BS上の現預金－短期借入金）－「一月当たりの平均売上高」×「2.4」とする。

4. 国内の雇用を長期安定的により多く創出する事業

補助対象経費1億円あたり、原則として、3人・年以上（注）の雇用を創出するもの

（注）例えば、補助対象経費4億円の場合に、4年間の長期雇用とするのであれば、12人以上（3人以上×4年間）の雇用を創出するもの（ただし、最短4年間（3人以上×4年間）で最長10年間（1.2人以上×10年間）とする。）ただし、（i）被災

地に投資する場合、(ii) 製品の最終組立工程であって革新的生産工程の導入により付加価値が向上する場合（ラインの総資産効率性、エネルギー効率性、労働生産性のいずれかが大幅に（＝20%以上）向上する場合）、又は（iii）グループ化中小企業の場合は、雇用維持要件（補助対象事業部門の国内雇用を震災前と同水準で維持すること）で足りることとする。

（要件 C）

1. 複数の中小企業等のグループで共同で実施・申請する事業
2. 要件 A 又は要件 B に掲げる要件を満たすこと
3. サプライチェーン上の重要な製品又は高付加価値品の生産に必要なものづくり中核技術※を活用したグループ化であって、円高対策として厳しい国際競争環境に打ち勝つための集約化・高効率化・強靱化を目指した取組みとして、次のいずれかのグループ化メリットを有するもの

（1） グループ化によるスケールメリット（規模の拡大による効率化）

例：設備稼働率向上や、資材発注量拡大等による調達コスト低減等

（2） グループ化によるシナジー効果（技術等の補完による効果）

例：技術、調達先、販売先等の増加による開発・生産柔軟性拡大等

※ここで「ものづくり中核技術」とは、ものづくり基盤技術振興基本法施行令（平成 11 年政令 188 号）第 2 条に定めるものづくり基盤産業において利用される技術をいう。

ただし、当該補助事業に係る投資計画について、「東日本大震災からの復興の基本方針」に関する東日本大震災復興対策本部決定（平成 23 年 7 月 29 日）以前に对外発表している場合には対象となりません。（本部決定日以前に発表した計画に加えて、追加的に設備投資を行うとした場合であって、当該追加投資を行うことを本部決定日以前に对外発表していないときは、当該追加投資部分は対象となります）。

補助率 中小企業以外の企業 1／3 以内、

中小企業 1／2 以内（グループ化中小企業は 2／3 以内）

補助金交付上限額 150 億円

公募期間 2012 年 4 月 6 日（金）～2012 年 6 月 1 日（金）正午まで

問い合わせ先

応募される方は、公募要領の様式により作成の上、事務局へ提出して下さい。

<国内立地推進事業費補助金事務局>

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-6-5

(株) 野村総合研究所 経営革新コンサルティング部

国内立地推進事業費補助金事務局担当

電話：03-5533-2905

FAX：03-5533-2691

※ 応募される方は、事前に立地を予定している区域を所管する経済産業局に相談されることをお勧めします。また、この補助金に関するお問い合わせも経済産業局担当課等をお願いします。2次公募の事業説明会も開催しますので、参加をご希望される場合には、最寄りの各経済産業局のウェブページでご確認下さい

◇ 平成24年度「ものづくり指導者養成支援事業補助金」の公募について ◇

経済産業省は4月16日付でものづくり指導者養成支援のための補助金の公募を開始した。〈ものづくり指導者養成支援事業補助金〉

目的

ものづくり分野において高いスキルを持ったOB人材を指導者として養成し、国内におけるものづくり中小企業の現場従業員を教育させることで、技術流出を防止しつつ、ものづくり中小企業の技術力維持・向上を支援する。

※OB人材の定義：（企業規模は不問）

- ①ものづくりにおける高度な技能を持った企業退職者
- ②ものづくり現場において豊富な職務経験のある企業退職者
- ③ものづくり現場で30年以上業務に従事した経験のある者

補助対象事業

ものづくり分野におけるOB人材等に指導者としてのスキルを身につけさせることを目的とした、OB人材を対象とした指導者養成プログラム、OB人材を活用した技能伝承等のプログラムを実施する事業。

補助金交付額

上限額 600万円

補助率

3／4以内

補助対象経費

人件費、事業費（謝金、旅費、実習・指導費等、広報費、保険料）、外注費

補助実施期間

交付決定日～平成25年1月31日

公募期間

平成24年4月16日（月）～5月11日（水） 17：00

問い合わせ先

経済産業省製造産業局素形材産業室 03-3501-1511（内線：3827）

関係資料ダウンロード用 URL

公募要領

<http://www.meti.go.jp/information/downloadfiles/c120416a01j.pdf>

公募申請書様式

<http://www.meti.go.jp/information/downloadfiles/c120416a02j.pdf>

交付要綱

<http://www.meti.go.jp/information/downloadfiles/c120416a03j.pdf>

◇ 経済産業省人事異動 ◇

○	4月1日付	新	旧
三上 善功 様		製造産業局繊維課 課長補佐(織物担当)	製造産業局繊維課 課長補佐(高度化担当)
櫻井 哲 様		退職	製造産業局繊維課 課長補佐(織物担当)

◇ 「資金調達ナビ」最新の支援情報（全国版） ◇

中小機構では、J-Net21 スタッフが全国の省庁や都道府県庁、支援センターなどの公的機関のサイトに発表されている WEB 情報を収集し、リンク情報として紹介しています。資金制度、募集中の資金情報を資金調達の目的、方法、都道府県別に検索できますので実施されている事業にあわせて情報を入手することが出来ます。

中小機構ホームページ <http://j-net21.smrj.go.jp/raise/index.html>

（日絹ホームページからもリンクしていますので御利用下さい）

(全国版)

試行雇用(トライアル雇用)奨励金 (厚生労働省)

業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用(原則 3 か月)する場合に奨励金が支給されます。受給額は対象労働者 1 人につき、月額 40,000 円、支給上限 3 か月分までです。

平成 24 年度「伝統的工芸品産業復興対策支援補助金(産地活性化事業)」の公募

(経済産業省)

被災した被災地県等において、伝産法により指定された伝統的工芸品の産業の復興・振興に資する取り組みや、震災等により被災した特定被災区域の伝統的工芸品製造のために必要な生産設備等の整備、原材料確保、試作品製作に係る取組み等を支援することにより、伝統的工芸品産業の復興・振興や地域経済の活性化に資することを目的とします。

募集期間: 2012/4/9 - 2012/4/24

「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」(5 次)の募集期間が決まりました

(中小企業庁)

被災地域の中小企業等のグループが復興事業計画を作成し、地域経済・雇用に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に対して国が 1/2、県が 1/4 を補助します。募集期間: 2012/5/1 - 2012/5/31

3 年以内既卒者トライアル雇用奨励金(PDF ファイル) (厚生労働省)

卒業後も就職活動を継続中の新規卒者の方(高校・大学等を卒業後 3 年以内の方)を正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用(原則 3 カ月)で雇用し、その後、正規雇用に移行させる事業主の方に奨励金を支給します。

3 年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金(PDF ファイル) (厚生労働省)

卒業後 3 年以内の大学等の既卒者も応募可能な新卒求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、3 年以内既卒者を正規雇用した事業主の方に奨励金を支給するそうです。

被災者雇用開発助成金 拡充の案内 (厚生労働省)

東日本大震災による被災離職者または被災地域に居住する求職者をハローワーク等の紹介により継続して 1 年以上雇用する予定で雇いいれる事業主に対して、助成金を、6 カ月ごと 2

期に分けて支給する制度です。この助成金の対象となる労働者を 10 人以上雇い入れ、1 年以上継続して雇用した場合、1 事業主につき 1 回、助成金の上乗せを行います。

特定求職者雇用開発助成金「高年齢者雇用開発特別奨励金」 （厚生労働省）

雇入れ日の満年齢が 65 歳以上の離職者をハローワーク若しくは地方運輸局又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者若しくは無料船員職業紹介事業者の紹介により新たに一週間の所定労働時間が 20 時間以上かつ 1 年以上継続して雇用する労働者として雇い入れること（派遣雇用や有期契約雇用の場合も契約の実態から判断して 1 年以上の雇用継続が確実に見込まれると認められる場合は対象となります。）

特定求職者雇用開発助成金「特定就職困難者雇用開発助成金」 （厚生労働省）

高年齢者（60 歳以上～65 歳未満）、障害者等の就職困難者をハローワーク若しくは地方運輸局又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者若しくは無料船員職業紹介事業者の紹介により、新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部の助成を行います。

平成 24 年度「中小企業技術革新挑戦支援事業」の公募

中小企業者が自らが有している革新的技術を積極的に活用して新たな事業につなげていく機会を提供することを目的としています。このため、各府省で実施される中小企業向け技術開発（研究開発事業や実証研究事業等）の前段階として各技術開発課題に関する探索研究・実証実験（F/S）を実施するものです。

募集期間：2012/3/29 - 2012/5/11

平成 24 年度予算に係るグローバル技術連携支援事業（補助金）の事前予告

（中小企業庁）

複数の中小企業者等から構成される共同体が、オンリーワン技術の獲得や技術流出防止、模倣品対策を図りながら海外展開を目指して取り組む試作品開発と、その成果に係る販路開拓を支援することが目的です。この公募は、平成 24 年度予算の国会での成立を前提とするものです。公募期間は 4 月上旬～5 月中旬を予定しています。

中小・小規模企業向け「東日本大震災復興特別貸付」の創設 （日本政策金融公庫）

東日本大震災の発生を受けて創設された貸付制度であり、既存の複数の融資制度を一本化し、融資限度額や金利引き下げ措置等を大幅に拡充したものです。とりわけ、直接・間接的に被害を受けた方に対しては、「別枠」を用意しています。更に、風評被害等による影響から資金繰りが著しく悪化している方も貸付対象としています。募集期間：2011/5/23 ～

中小企業緊急雇用安定助成金

(厚生労働省(ハローワーク))

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練または出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

受付期間：平成20年12月から当面の間

動 向

- 3月21日 The 31st JAPANTEX 2012 出展者説明会
- 3月22日 全国中小企業団体中央会 第206回理事会・平成23年度第2回臨時総会
- 3月26日 繊維評価技術協議会 第4回理事会及び第165回総会
- 3月27日 繊維貿易会館 第131回理事会・第122回評議員会
- 3月27日 日本国際貿易促進協会 第59回定時会員総会
- 3月27日 日本繊維倶楽部平成23年度第6回セミナー第299回繊維午餐会
- 3月28日 日本繊維産業連盟 第58回繊維通商問題研究会
- 3月29日 全国中小企業共済財団 第151回評議員会
- 3月29日 シルクセンター国際貿易観光会館 理事会
- 3月28日 日本繊維産業連盟 常任委員会
- 4月2日 経済産業省繊維課 歓送迎会
- 4月13日 蚕糸技術研究所 平成23年度研究業務実績報告会
- 4月19日 当会 正副会長・正副理事長会議
- 4月19日 日本繊維産業連盟 第30回繊維産業における環境・安全問題WG
- 4月20日 日本繊維産業連盟 繊維通商問題研究会「産業協力対策チーム」会合
- 4月23日 大日本蚕糸会 蚕糸褒賞等選考委員会
- 4月24日 当会事務局代表者会議

会議予定

- ☆ 日本繊維産業連盟 第59回繊維通商問題研究会
4月25日(水) 14時 於 繊維会館
- ☆ 日本繊維輸入組合 第34回絹委員会
4月25日(水) 12時 於 同組合大阪事務所

- ☆ 繊維評価技術協議会 監査会
4月26日(木) 13時 於 滋賀ビル
- ☆ 日本繊維倶楽部 平成24年度第1回セミナー第300回繊維午餐会
4月27日(金) 12時 於 KKR ホテル東京
- ☆ 日本繊維倶楽部 平成24年度第1回理事会
4月27日(金) 14時 於 KKR ホテル東京
- ☆ 経済産業省繊維課長 産地視察
4月27日(金) 10時 於 桐生産地
- ☆ シルク博物館 リニューアルオープンセレモニー
4月29日(日) 13時10分 於 シルク博物館ホール
- ☆ 当会 工業会監査会
5月 8日(火) 11時 於 日絹会館
- ☆ 当会 連合会監査会
5月 9日(火) 11時 於 日絹会館
- ☆ 繊維評価技術協議会 平成24年度第1回理事会
5月10日(木) 13時 於 KKR ホテル東京
- ☆ 当会 正副会長・正副理事長会議
5月21日(月) 16時 於 日絹会館
- ☆ 当会 顧問・正副会長・正副理事長懇談会
5月21日(月) 18時 於 志満金
- ☆ 当会 工業会 評議員会・理事会・定時総会
5月22日(火) 11時30分 於 ホテルグランドパレス
- ☆ 当会 連合会 理事会・通常総会
5月22日(火) 12時 於 ホテルグランドパレス
- ☆ 第2回日韓中繊維産業協力実務者WG
5月24日(木) 13時 於 札幌プリンスホテル
5月25日(金) 午前—午後 於 札幌プリンスホテル

イベント

- ☆ 久米島紬「いい理由あり」展
4月23日(月)～30日(金) 10時～19時
会場：山本きもの工房
- ☆ Premium Textile Japan 2013 Spring/Summer
5月9日(水)～10日(木) 10時～18時
会場：東京国際フォーラム
- ☆ 米沢テキスタイルコレクション 2013S/S

5月9日（水）～10日（木）10時～18時
（初日 12時より）

会場：ホルツ細川 スタースペース3F